

1. 入札に際し、奈良市契約規則(昭和 40 年奈良市規則第 43 号)第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除する。
2. 入札の方法は、持参入札とする。
3. 入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
4. 入札会場への入場は、入札者またはその代理人のみとする。
5. 代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状を提出すること。
6. 入札参加者又はその代理人は、この入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
7. 入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適當であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
8. 提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換えまたは撤回をすることができない。
9. 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、または入札期日を延期することがある。

10. 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係るすべての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
11. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。
12. 入札者中、奈良市契約規則第 10 条の規定により予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。
13. 落札となるべき同一の価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定する。
14. 再入札は 1 回を限度として行う。なお、落札者のないときは、入札執行者の判断により処理することとする。
15. 本入札は、入札説明書及び仕様書によるので、熟読のうえ入札に参加すること。
16. 入札者が 1 人であるときは、入札は成立しないものとする。

17. 入札手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
18. すべての提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札者の負担とする。
19. 提出期限後における提出した入札参加申請書類の差換え及び再提出は認めない。
20. 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、事業者はこれに応じることとする。
21. すべての提出書類は返却しない。
22. 入札説明会は開催しない。
23. 入札書は、再入札になる場合があるので、2枚用意すること。
24. 落札者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。
25. 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、他の目的に使用してはいけない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
26. 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合がある。
27. 上記に定めのないものは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとする。